大阪府北部を震源とする地震義援金募集委員会運営要領

（趣旨）

第１条　この要領は、大阪府北部を震源とする地震義援金募集委員会（以下「委員会」という）の運営に関し必要な事項を定める。

（会議）

第２条　委員会の会議については、次の各項に掲げる方法で行う。

　（１）委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができないものとする。

　（２）委員会の委員に事故があるときは、その職務を代理する者が議事に出席することができる。

　（３）委員会の議決は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（会議の公開）

第３条　本委員会の会議は、非公開とする。

　附　則

　この要綱は、平成30年７月９日から施行する。